

MOE保育園やまなし園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、MOE保育園やまなし園が利用者に説明すべき内容は以下の通りです。

1. 施設の概要

- ◎ 設置経営主体 MOEチャイルドセンター有限会社 ◎ 設立 平成16年4月1日（認証保育園）
令和3年4月1日（小規模認可保育園）
- ◎ 施設名 MOE保育園やまなし園
- ◎ 園長 鈴木 由美子
- ◎ 施設長 鈴木 康史
- ◎ 所在地 〒437-0125 静岡県袋井市上山梨三丁目5-1
TEL 0538-48-8854 FAX 0538-48-8954
HP moehoikuen.net
e-mail mcsy140603@cy.tnc.ne.jp
- ◎ 定員 12名
- ◎ クラス編成 0歳児 2名 1歳児 5名
2歳児 5名
- ◎ 開所時間 午前7時30分～午後7時00分
(午後6時30分～午後7時00分は延長保育となります)
- ◎ 休園日 日曜日・祝日・国民の休日・年末年始(12/29～1/3)
- ◎ 入園対象児 0歳(生後6ヶ月)～2歳(小学校就学前まで)

2. 保育の内容



保育理念

MotherのM、OceanのO、EarthのEをとって「MOE」と名付けました。
こどもにとってお母さんは海よりも地球よりも大きな存在です。そのお母さんの愛情をひきうけ、家庭的雰囲気の中で、こども一人一人の個性を大切に、安心できる環境づくりに心掛けています。



保育方針

子どもの自ら伸びようとする力を大切に、安全で安定した生活環境の中で、心身の健康の基礎を培います。

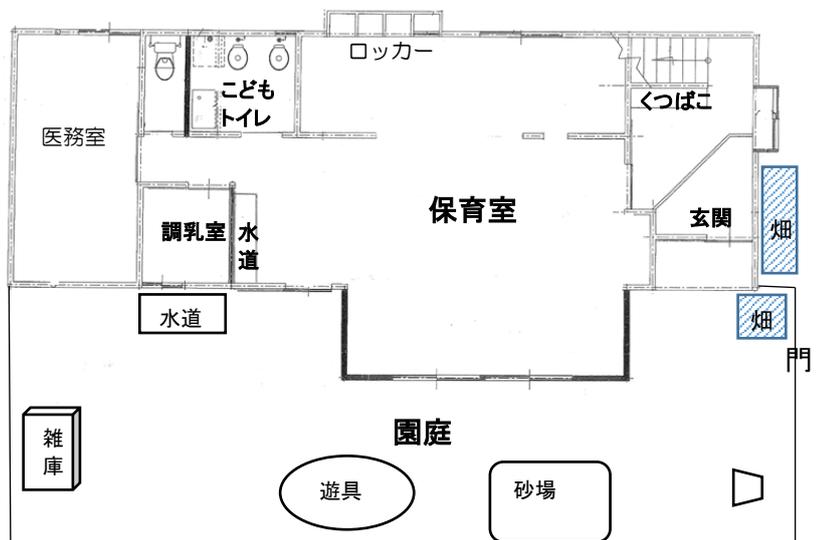
保護者との信頼関係を築くよう努め、多様化する家庭の実態に配慮しながら、保護者とともに子育てしていくことを心掛けます。



保育目標

- ◎ げんきな声であいさつができる子
- ◎ やさしさと思いやりの心を持つ子
- ◎ 自然の中でのびのびと元気に遊ぶ子

MOE保育園やまなし園 園内図



3. 保育時間

開園時間 7:30~19:00

- ・保育標準時間 7:30~18:30
- ・保育短時間 8:30~16:30

就業時間+通勤時間です。
終業後は直接迎えに来てください

◎ 一般保育時間 9:00~16:00

短時間認定・標準時間認定、共にお仕事がお休みで所用がある為 預けられる方や、求職中の方
産休・育児休暇中の方は全職員が揃っている一般保育時間の保育となります。

4. 延長保育時間

短時間認定・標準時間認定、共に利用時間を過ぎますと延長保育の対象となります。
翌月、延長料金の徴収を行います。

- ・保育標準時間認定の方 18:30~19:00
- ・保育短時間認定の方 7:30~8:30 / 16:30~19:00

延長料金 0・1歳児 150円/30分 2歳児~ 100円/30分

※ 18:30以降のお迎えの場合は、電話連絡をお願いします。

5. 土曜保育

土曜保育時間 7:30~18:30

※延長保育無し

土曜保育希望者は就労証明書の提出をお願いします。両親・祖父母等が仕事の為
保育が必要な子のみ受け入れを致します。私用の場合はご利用できません。

※ 基本保育時間は9:00~16:00になります。登降園が、7:30~8:30または
16:30~18:30の間になる場合は職員の配置がありますので「時間外申請書」を必ず
提出してください。変更があった場合は、再提出してください。

6. 休園日

日曜・祝日・国民の休日・年末年始(12/29~1/3)

7. 希望保育日

GW期間、夏季・冬期・春季に希望保育日を設けています。希望保育日については、求職中の方、
産休育休中の方、お仕事がお休みの方は家庭保育にご協力をしていただきます。
希望人数が少ない場合はお弁当の持参をお願いしています。

8. 保育料金

保育料は毎月12日銀行口座より引き落としされます。

- ・保育用品代金・・・帽子、クレヨン、自由画帳、誕生日カード
氏名印、手口拭きティッシュ、教材費500円(4月のみ)
振込手数料 毎月200円

※寄付のお願い 入園時(雑巾1枚・タオル1枚) 毎月(箱ティッシュ1箱)

9. 職員 及び クラス名

		クラス名	クラス定員
施設長	1人	0歳児	2人
主任	1人	1歳児	5人
保育士	2人	2歳児	5人
看護師	1人		
事務員	1人		

10. 1日のながれ



時間	0歳児	1.2歳児
7:30	開園・順次当園	
	自由遊び（おもちゃ、天気の良い日は園庭遊び）	
9:30	片付け・トイレ・手洗い	
9:50	月齢、その子に合わせて午前睡	おやつ
10:00	おやつ	活動
	活動	散歩・園庭遊び・制作・自然遊び
	散歩・園庭遊びなど	
11:00	給食（離乳食）	一人ひとりに合わせ順次給食
11:30		自由遊び
12:00	月齢、その子に合わせて午睡	トイレ・順次午睡
12:30		
14:30		起床
15:00		手作りおやつ
		自由遊び
		順次降園
19:00		閉園

11. 送迎について

- * 朝は必ず9：00までに登園してください。
- * 9：00までに登園していない場合（連絡無し）は園から確認の電話をします。
- * お迎えの方が変わられる場合は前もってお知らせください。連絡が無くお迎えに来られた場合、お引き渡しが出来ない事もありますのでご了承ください。
- * 駐車場は園舎東側になります。時間によっては混み合ってしまうので整列して駐車し、速やかに登降園していただくようご協力をお願いします。
お迎え後、園庭での遊びや保護者同士の長時間の会話は他の方の駐車に支障をきたす為、ご遠慮願います。
特に夕方暗くなってから遊具で遊ぶのは危険です。保護者がお迎えに来てからはお子さんから目を離さないようにして、事故防止に心掛けるようお願いします。
- * 登降園には車で送迎の場合、必ずチャイルドシートを装着した車でお越しく下さい。
- * 事故防止の為、駐車する際は必ずエンジンをお切りください。
- * 常に門は施錠してあります。内側にカギが2ヶ所ありますので、どちらとも出入りの際は必ず施錠をお願いします。
(ご家族の方がお子さんの様子をこっそり見に来ることはご遠慮ください)



上下2か所ここに鍵があります



上の部分の鍵



下の部分の鍵

12. 欠席・遅刻について

・ **9:00までに必ず連絡をください。**

・ **おうちの方のお仕事がお休みでも、用事がある場合のみお預かりをします。**

その場合は用事の内容、用事の終わる時間、連絡先、迎えの時間を記入する用紙がありますので記入し、保育園に提出後お預かりになります。

子どもたちにとって0～3歳の時期は親御さんとの関わりがとても大切で、心身の成長にも深く関係します。お子様と一緒にゆっくり過ごされるようお願いいたします。

* 仕事が早めに終わる等、就業時間が変わる場合は仕事が終わり次第お迎えをお願いいたします。私用等でお迎えに来られない場合は緊急連絡先が変わりますので、お知らせください。

◎ **遅刻する場合のお願い**

● 遅刻をする際はアプリ又は電話にて、登園時間をお知らせください。

● 10:00 から活動時間となり、お天気の良い日には園外活動に出る場合が多くなります。一度園に送りに来てもらい、合流できるよう行き場所を伝えるのでその場所まで行っていただくことがあります。ご協力をお願いいたします。

● 給食時間は、0歳児 11:00～、1～2歳児 11:20～ となります。間に合わないようでしたら、食事を済ませてから登園してください。

※ 13時を過ぎる場合は家庭保育でお願いします。

13. 土曜保育について

※ 1歳のお誕生日の翌月からのお預かりとなります。

※ 父母どちらかがお休みの場合は預かりは出来ません。祖父母の協力が得られる方はお願いします。

土曜保育を希望する方は、前の月の20日までにお知らせください。20日を過ぎますと、保育士の配置が出来ませんので、期日が過ぎてしまった場合は保育士へご相談ください。

※ お弁当持参です。



14. 給食について

※ 0歳から2歳児まで完全給食で、旬のもので地産地消を心掛けた献立をもとに、てんじん園内で調理した温かい給食を提供しています。

※ 行事等でお弁当をお願いするときは、園だより等で事前にお知らせします。ご協力をお願いいたします。

※ 献立表は前月末に配信します。

※ 午後のおやつは手作りおやつとなります。

＜アレルギー対応が必要なお子さんについて＞

※ 入園の際に、医師が証明するアレルギー意見・指示書・除去食依頼書を提出してもらいます。間違いの無いよう、トレーの色を変えて提供します。

※ 指示書は一年ごとに提出していただきます。

＜離乳食のお子さんについて＞

※ 初期食・中期食・後期食・完了食に分けて個々の発育状況に合わせた調理をしていきます。

※ 初めて食べる食材は、まずご家庭で食べてから園で提供します。



15. おねがい

・ **健康な生活には基本的な生活リズムがとても大切です。**

※ 毎日決まった時間に就寝・起床をするように心掛けましょう。

（9時前には寝る習慣をつけていきましょう）

※ 1日の活力になる朝食は主食、副菜をきちんと摂るようにしましょう。

・ **登降園時の注意**

※ 2歳児さんは、リュックを自分で背負って歩いて登降園をしましょう。

- ※ 0・1歳児で歩行が出来る子は、歩いて登降園をしましょう。
- ※ 園への食べ物の持ち込みは禁止します。口の中に入っている場合もきちんと飲み込んでから門を
入ってきてください。
- ※ おもちゃ等の持ち込みも禁止しています。無くなる可能性、子ども同士のトラブルにもなり兼ね
ないので、車に置いてくるようにしてください。
- ※ 保護者の方の園内での携帯電話の使用、タバコの喫煙は固く禁止致します。危険な物の持ち込み
も禁止致します。

• すべての持ち物には必ず記名をしてください。

- ※ 消えかかってしまった物も再記名をしてください。名前が無い場合はこちらで書かせていただく
場合があります。家から着用してきた洋服・オムツにも必ず記名をしてください
- サンドル、クロックス、長靴の場合 危険を伴うので外で遊ぶことが出来ません。集団生活を
している為1人の為にみんなが活動出来なくなってしまいます。必ず靴を履いてきてください。
- 住所、勤務先、勤務時間、緊急連絡先、家庭状況の変更、妊娠等がある場合は必ずお知らせ
ください。

• 園からの連絡について

- ※ 毎日の連絡帳、園だより、献立表、年間行事、身長体重、各種お知らせ、アンケート等は、入園時に
登録していただくアプリから配信されます。通知がOFFになっていると気が付かない場合もあり
ますので、通知ができるように設定をお願いします。
また、連絡帳には毎朝9時まで、ご家庭での様子などを記入してください。

- ※ 多少のけがや汚れ物は外遊びにはついてまわるものです。また、子ども同士のかかわりの中で
噛みつきや傷を作ることもあるかと思えます。保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしく
お願い致します。

16. 事務連絡・・・下記に該当する場合は、事務所 又は 担任までお知らせください。

- 勤務先、勤務時間が変更になった場合 → 「就労証明書」の提出
- 求職中、病気療養・介護・看護等で仕事に就けない場合 → 「保育の申立書」の提出
- 妊娠した場合 → 「母子手帳のコピー」の提出
- 住所、家庭状況の変更、妊娠、出産した場合 → 「支給認定証変更届」の提出
- 緊急連絡先の変更の場合 → 「緊急連絡先台帳」の変更

17. 問い合わせ、苦情等の受付

当保育施設の保育内容等に関するお問い合わせ・苦情等の受付先は下記の通りです。

- 直接連絡（園 又は 園長、主任までお申し出ください）
- MOE保育園 HP【ご意見】 → 「お問い合わせ・ご意見フォーム」よりお申し出ください。

（担当者氏名）	園長 鈴木由美子
（担当者連絡先）	0538-43-1813（090-8187-1343）

18. 保健衛生について

1. 早寝・早起きを習慣づけ、規則的な生活リズムを持ちましょう。
2. 体を清潔にし、こまめに洗髪しましょう。
3. 爪や前髪は定期的に切りましょう。（週末お家で切りましょう）
4. 髪の毛の長い子は、しばりましょう。（制作や給食の際に顔にかかってしまうため）
5. 毎朝お子さんの体調・検温・食欲状態を確認してください。
平熱を目安にして、高い場合は無理をしないでご家庭にてゆっくり休ませてあげてください。
6. 37.5℃以上の発熱、体調が良くない場合、もしくは熱が無くても咳がひどい、鼻水がひどい、食欲が無い、ぐったりしている場合は、お家でゆっくり身体を休め、24時間発熱や症状がないことを確認し、回復後登園してください。
7. 下痢や嘔吐がある場合は治るまで登園を控えてください。
（下痢は固形になるまではお家で様子を見てください）
薬の影響で便がゆるい等の症状がある場合は主治医に相談してみてください。
8. 体温が37.5℃を超えた場合、感染症の疑いがある場合、嘔吐・下痢がある場合、ひどい咳・鼻水がある場合は保育の途中でもお迎え依頼の連絡をさせていただきます。
その際、出来る限り1時間以内のお迎えをお願いします。お子さん自身の体調を悪化させないことと同時に園内の感染拡大を防ぐためにもご協力をお願いします。
9. 連絡先が変更になった場合は必ず園に連絡をお願いします。お子さんのことで連絡が必要になる場合がありますので、必ず連絡がつけられる状態にしておいてください。



◎発熱、下痢、嘔吐があった場合は、24時間ご家庭で様子を見てください。また、症状がなく食欲があり、元気であることを確認してから登園してください。

19. 園の嘱託医について

- ・ 当園では下記の医師と嘱託医としての委託契約を行い、園の保健衛生に関する指導や助言を受け保育に当たっています。定期健康診断の他にも、緊急時の応急処置等の指導・助言や、園児の健康管理に係る相談などをお願いしています。

◎ 小児科	袋井市上山梨	いしづか小児科内科クリニック	内科検診	5・11月	年2回
◎ 歯科	袋井市高尾	たしろ歯科医院	歯科検診	6月	年1回

20. 予防接種について

- ・ 袋井市で実施する検診・予防接種は各自で行ってください。予防接種後に熱が出る場合がありますので、予防接種後の登園はできません。

21. ケガをした場合について

- ・ ケガをした場合、すり傷・切り傷等、程度によっては園で看護師が処置します。
- ・ 園で処置できないと判断した場合は、保護者に連絡をし同意を得てから、園が指定する医療機関に受診させていただきます。受診時の費用は保護者の負担となります。
ケガの程度によっては、保護者にお迎えを依頼し、病院に行っていただきます。

◎ 中東遠総合医療センター	0537-21-5555	
◎ いしづか小児科内科クリニック	49-2099	又はそれに替わる医療機関
◎ たしろ歯科医院	42-4010	

- ・ 病気やケガの状況によっては、救急車で病院に搬送させていただきます。

22. 保険について

保育中に当方の不注意により、お子さまの身体への障害等の事故が発生した場合は、賠償責任保険の補償される範囲内のみで賠償させていただきます。

〔補償範囲〕

当保育園の管理下中の「急激かつ偶然な外来事故」により、園児がケガをした場合に保険対応をし、保険金をお支払いします。

- 例)
- 当保育園の施設内にいる間のケガ
 - 当保育園の行事に参加している間のケガ
 - 保育園の園外活動中のケガ

〔被保険者〕

当保育園に所属する園児全員

施設賠償責任保険	〈保育中のケガ・事故〉	補償金額	最高1億円
施設賠償責任保険	〈対物〉	補償金額	最高1,000万円

〔保険金をお支払いできない主な場合〕

- 園児本人や保護者の方の故意・または重大な過失による事故
- ケンカや犯罪行為によるケガ
- 疾病
- 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波によるケガ
- 上記以外で、保険会社が認められないと判断された事故

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

23. 安全計画について

◎当園では、以下の項目のマニュアル、対応計画、フローチャートを元に安全に留意しながら保育をしています。

- ・災害時（地震・火災・水害）の対応
- ・熱性けいれん
- ・虫刺され
- ・熱中症
- ・食物アレルギー
- ・プール・水遊び
- ・虐待時の対応
- ・窒息事故を防ぐ食事の提供の仕方・窒息時の対応
- ・SIDSの予防
- ・事故防止の為に
- ・不審者対応
- ・保育時の人数確認
- ・感染症対応
- ・園外保育時の安全確保
- ・保育中の安全管理

24. くすりの投与について

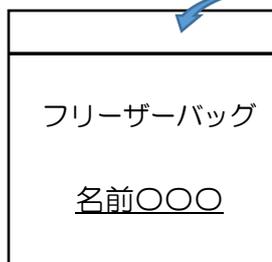


飲み薬は、自宅で朝と夜に服用するよう、医師に相談してください。

- 園で飲ませる（塗布する）薬はお医者さんで処方された薬1回分を持参してください。（市販薬は投与・塗布できません）
- 昼に飲ませなければいけない場合のみ園で飲ませます。
- ★塗薬、目薬は定時で塗布、点眼する場合のみ受け付けます。（状況によって塗布する、点眼する等の場合は受け付けることができません）例）「かゆがったら保湿剤を塗ってください」はできません。
- 粉薬なら1袋、水薬なら1目盛分を別容器に分け、薬に名前を記入します。
- 与薬依頼書を記入して、お薬の説明書を一緒に提出してください。（押印を忘れずをお願いします）
- 依頼書の記入漏れや1回分にわかれていない場合等は薬を飲ませることはできません。
- お薬はそのまま飲むので、ゼリー等は不要です。どうしても飲みにくい場合は保育園にご相談ください。

☆ くすりの持参方法 ☆

フリーザーバッグに①～③を入れてお持ちください。



- ①与薬依頼書
- ②お薬の説明書（薬剤情報提供文書）
- ③くすり1回分 ← 名前を記入！！
（シロップ薬はこぼれないように別のビニール袋に入れてきてください）



重要！！

- ☆ 登園の時に 直接職員に手渡してください。
- ☆ 保管状況（常温 又は 冷蔵）を伝えてください。
- ☆ 与薬依頼書は、服用最終日、ご家庭で確認したら保育園に提出してください。

その他

- 夏場の日焼け止めクリーム・冬場の保湿クリームは、保育園で塗布することはできません。ご家庭で塗布していただくようお願いいたします。
- その他の薬に関して不明な点をご相談ください。

【与薬依頼書】コピーをしてお使いください。

与薬依頼書				
M.O.E 保育園 てんじん園 園長 様				
下記の児童について医師の診察を受けたところ、下記の保護者記入欄の内容のとおり指示がありましたので私に代わって保育園での与薬をお願いいたします。				
持参した薬は・・・				
①医師が処方した薬です。				
②薬は一回分ずつに分けています。当日のみ持参しました。				
③薬の袋・容器に園児氏名を明記しています。				
《保護者確認事項》 下記保護者記入欄の内容は正確であり、記入漏れはありません。また、下記児童の症状等により主治医関係者に必要な事項を照会することを承諾します。尚、与薬に伴い生じた一切の結果に関するすべての責任は私が負うものとし、与薬に関わった者の責任を問うことはありません。				
令和 年 月 日 保護者氏名 田				
＜保護者記入欄＞				
園児氏名				
病院名	病院名：	診療科：	主治医：	
病名 (症状)	薬の 処方日		令和 年 月 日	
園での与薬期間	令和 年 月 日 () ～ 月 日 ()			
園での与薬時間	・ 昼食前 ・ 昼食後 ・ その他 (時 分頃)			
飲み薬について	抗生物質 ・ 咳止め ・ 鼻水止め ・ 下痢止め ・ 気管支拡張剤 ・ ()			
その他薬について	園での保管 ・ 常温 ・ 冷蔵			
その他薬に	粉薬 種類 / シロップ 種類 / その他 ()			
使用時間	種類 (目薬 / 塗り薬) 使用部位 ()			
使用時間	() その他 ()			
＜保育園 記入欄＞				
与薬日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受領者サイン				
与薬者サイン	氏名：	氏名：	氏名：	氏名：
与薬 時間	時間：	時間：	時間：	時間：
与薬日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受領者サイン				
与薬者サイン	氏名：	氏名：	氏名：	氏名：
与薬 時間	時間：	時間：	時間：	時間：
与薬日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受領者サイン				
与薬者サイン	氏名：	氏名：	氏名：	氏名：
与薬 時間	時間：	時間：	時間：	時間：
与薬日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

25. 出席停止の感染症について

☆ 感染症にり患した園児が受診した際の対応

1. 医療機関を受診し、診断を受けてください。
2. 感染症の診断があった場合は、保育園に連絡をしてください。
3. 「意見書」「登園届」を保育園に取りに来てください。
(袋井市のHPからもダウンロードできます)
4. 回復後、保育園に【意見書】…医師が記入【登園届】…保護者が記入を提出します。
5. 【意見書】や【登園届】に基づき、園長が登園の許可を判断します。

医師が意見書を記入する感染症（保護者向け）

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺せん、舌下腺せんの腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症（保護者向け）

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

☆ インフルエンザ・コロナにり患した際の対応

1. 医療機関を受診し、診断を受けてください。
2. インフルエンザ・コロナの診断があった場合は、保育園に連絡をしてください。
3. 「インフルエンザ・コロナ経過観察表」を保育園に取りに来てください。
(袋井市のHPからもダウンロードできます。)
4. 家庭で体温を測定し記入をする。発症後5日かつ解熱後3日が経過したら、経過観察表を保育園に提出します。
5. 【経過観察表】に基づき、園長が登園の許可を判断します。

保護者記入例

（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）経過観察表

それぞれの感染症に関する出席停止期間は下記の通りです。

○インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」

○新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

体調確認のため下記の体温記録表に体温を記入してください。出席停止期間を経過したら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校・園へ提出してください。

保護者記入欄

袋井（市）町立 袋井小（学校） 3年3組 氏名：袋井 花子

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）



※体温は午前と午後の1日2回測定してください。
※発症した日を0日とします。

学校長・園長 様

上記の通り出席停止期間を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 4 年 2 月 8 日
保護者氏名 袋井 太郎

26. 大きな地震が発生した場合の措置基準

地震発生時は下記の通り対応致します。

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

気象庁より、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

- ① 南海トラフ地震臨時情報 「調査中」
 - ・園にお子さんがいる場合、すみやかにお迎えをお願いします。
 - ・園に登園しようとしている場合、自宅に戻り自宅待機をお願いします。
 - ・自宅にいた場合、そのまま自宅待機してください。
- ② 南海トラフ地震臨時情報 「巨大地震警戒」
 - ・園にお子さんがいる場合、すみやかにお迎えをお願いします。
 - ・園に登園しようとしている場合、自宅に戻り自宅で地震に備えてください。
 - ・自宅にいた場合、自宅で地震に備えてください。
 - ・登園については、安全性が確認できた時点で保育を再開するか検討しますので判断をお待ちください。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報 「巨大地震注意」
 - ・園にお子さんがいる場合、すみやかにお迎えをお願いします。
 - ・園に登園しようとしている場合、自宅に戻り自宅で地震に備えてください。
 - ・自宅にいた場合、自宅で地震に備えてください。
 - ・登園については、安全性が確認できた時点で保育を再開するか検討しますので判断をお待ちください。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報 「調査終了」
 - ・職員等の勤務体制が整った時点で速やかに保育を再開します。アプリメールでお知らせします。

時間帯	午前7時30分前	午前7時30分～午後7時（開園時間中）	
	登園前に地震や余震が続く場合は安全確認を最優先した行動（自宅待機や避難）をお願いします。	登園前や園に向かっている時は、自宅に戻り、安全確認を最優先した行動（自宅待機や避難）をお願いします。	登園後（保育中）
			震度4程度の場合
			震度5弱以上の場合
内容	<p>保育再開</p> <p>保育園の運営が可能な状況にあるか（施設や近隣の家屋、道路、河川等の被害状況、職員等の災害状況と体制確保等）判断を行い、アプリメールにて可能な限り速やかに連絡いたします。</p> <p>休園措置</p> <p>停電・断水・園舎損壊などで、園の安全が保てない状況になった場合は臨時休園の措置をとります。</p>	<p>状況確認をします。</p> <p>安全な状況</p> <p>保育園の安全が確認できれば通常の保育を続行します。</p> <p>危険な状況</p> <p>保育を終了して避難措置を取ります。</p> <p>アプリメールや電話等にて状況連絡と、お迎えの依頼をします。速やかなお迎えをお願いします。また、停電や通信が繋がらないこと等も想定されますので、<u>お迎えを最優先にお願いします。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>道路の不通や渋滞も考えられますが、園児はお迎えがあるまで責任を持ってお預かりします。</p>	<p>保育を終了して避難措置を取ります。</p> <p>アプリメールや電話等にて状況連絡と、お迎えの依頼をします。速やかなお迎えをお願いします。また、停電や通信が繋がらないこと等も想定されますので、<u>お迎えを最優先にお願いします。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p>

保育園での避難(待機)が困難な場合は、園以外の避難地・避難場所に避難している場合があります。

門、玄関等に避難場所を記載し避難します。

また、袋井市の災害対策本部より防災無線等で随時情報が提供されます。

災害状況、避難場所等を確認のうえ、安全に注意してお迎えをお願いします。

緊急避難場所	①施設内避難場所・・・保育園園庭
	②第一次避難場所・・・(1)月見の里公園 (2)山名小学校

※ 保育園には3日間分の防災食を備蓄しています。

27. 台風・水害 の場合の措置基準

台風・大雨時は下記の通り対応致します。

- ・ 原則として休園しません。
ただし、水害・停電・園舎損壊などで園の安全が保てない状況になった場合や、市内の幼小中学校が休校になるくらい的大型台風の場合は休園させていただきます。
- ・ 送迎の際の危険が予測される場合や、お住まいの地域の幼稚園・小学校等が休園休校などで兄弟が休みとなり、保護者の方がお休みをされる場合は家庭保育をお願いします。

特別警報発表時（気象庁）、及び洪水注意報、原野谷川・宇刈川氾濫注意報時（袋井市）の対応について				
時間帯	午前7時30分前	午前7時30分～午後7時（開園時間中）		
警報等の状況	警報等が発表・発令中の場合	登園前に警報等が発表・発令された場合	自宅待機中に警報等が解除された場合	保育中に警報等が発表・発令された場合
内容	登園時等の安全確保が困難と考えられることから、 閉園とします。 園児は自宅待機をお願いします。	登園時等の安全確保が困難と考えられることから、 園児は自宅等で待機をお願いします。	保育園内外の安全確認を行って問題が無く、職員の勤務体制が 整った時点で速やかに開園します。 ただし、施設・設備・ライフラインの被害状況によっては開園や業務の提供ができない場合があります。	保育園の周辺状況を確認の上、降園が可能な場合は、直ちに保護者に対してアプリメールや電話等にてお迎えの依頼をします。 園児の速やかなお迎えをお願いします。 この場合、道路の不通や渋滞も考えられますが、園児はお迎えがあるまで責任を持ってお預かりします。
その他の気象警報・注意報発表時（気象庁）の対応について				
上記以外の気象警報や注意報発表の場合は原則として開園します。ただし、時間帯や気象状況次第では、登園時等の安全確保が困難な場合もありますので、保護者のご判断で自宅待機をお願いします。				

保育園での避難(待機)が困難な場合は、園以外の避難地・避難場所に避難している場合があります。門、玄関等に避難場所を記載し避難します。

緊急避難場所	①施設内避難場所・・・保育園2階 ②第一次避難場所・・・山名小学校
--------	--------------------------------------

28. 園児の引き渡し方法

1. 引き渡しを行う目的

地震・火災・大雨・水害・土砂災害・不審者の出没・容疑者等の逃走等の緊急事態発生時に園児をスムーズに保護者に引き渡しができるよう設定しました。

2. 引き渡しを行う緊急時の目安

- ① 地震 … ●袋井市（静岡県西部）において、震度5弱以上の地震が発生した場合
●内閣府から大地震に対して「警戒宣言」が出された場合
●園舎や園周辺の家屋に損傷が見られ、危険性があると判断される場合
- ② 火災 … ●園舎に激しい火災が発生した場合
●園周辺の家屋で火災が発生し、通常の保育が難しいと判断される場合
- ③ 大雨・水害 … ●大雨（大雨特別警報発令）が断続し、降園時に危険だと判断される場合
土砂災害 ●洪水注意報、原野谷川・宇刈川氾濫注意報が出された場合
- ④ 不審者の出没・容疑者等の逃走 …
●園周辺に不審者が出没し、実害が発生したり、園児に危害が及ぶ事態が予想される場合
●袋井市内で容疑者・犯人等が逃走し、園児に危害が及ぶ事態が予想される場合
●他の自治体から容疑者・犯人等が袋井市内に逃走し、園児に危害が及ぶ事態が予想される場合
- ⑤ その他 … ●園長が引き渡しを必要と判断した場合

3. 引き渡しについての連絡手段

① 通信手段（れんらくアプリ・電話）が使えるとき

- ・引き渡しを実施する場合は、原則、園から連絡をします。
- ・れんらくアプリを第1手段とし、園から保護者宛に園児の引き取りを依頼します。
- ・れんらくアプリ未確認者は園から電話連絡を行う。

② れんらくアプリが使えないとき

- ・電話連絡をします。クラス担任から保護者宛に園児の引き取りを依頼します。

③ すべての通信手段が途絶し、連絡が出来ないとき

- ・「大きな地震が発生した場合の措置基準」「台風・水害の場合の措置基準」に基づき対応します。保護者がお迎えに来るまで、園児は保育園に待機します。
- ・状況に応じて、園の門等に避難状況や引き渡し場所等を掲示します。

*震度5弱以上の場合には、保育園からの連絡有無にかかわらず保護者判断で保育園にお迎えに来て下さい。

4. 引き渡しについての連絡内容

- ① 事象・引き渡し理由の説明 ②引き渡し開始時刻 ③引き渡し場所 ④引き渡し手順

* 注意事項

- ① 安全・確実な引き渡しを行うために、基本保護者の来園とします。
- ② 引き渡し場所に来た方から順番に引き渡しを行います。一人一人を確実に引き渡すための確認に時間がかかる可能性があります、あらかじめご了承ください。
- ③ 緊急事態発生時の車の利用は状態にもよりますが、可能な限り車を利用せず徒歩でのお迎えをお願いします。

29. MOE 保育園 個人情報について

○ 個人情報保護方針

MOE 保育園は、園児及び保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、【個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下【個人情報保護法】と呼ぶ）及び関連法令等を厳守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

○ 基本理念

MOE 保育園では、【個人情報の保護法】第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分意識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

○ 個人情報の利用目的

1. MOE 保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た情報、又は日々の保育業務を通じて得た情報を『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。
2. 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。
3. 利用目的
 - ① 園児募集 並びに入園に関する業務
 - ② 保護者との連絡に関する業務
 - ③ 園児の保育に関する業務
 - ④ 園児の記録管理に関する業務
 - ⑤ 園児の健康状態把握に関する業務
 - ⑥ 連携園、移行園からの園児の確認に関する業務

○ 個人情報の第三者への提供

MOE 保育園では、【個人情報保護法】第23条に規定されている次の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関 もしくは 地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当核事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○ 個人情報の管理

MOE 保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に努めるとともに、漏えい減出、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失くした個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

○ 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

MOE 保育園は、保護者が子ども、その家族および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口（担当責任者：MOE 保育園 園長 鈴木由美子）を設置して、これから要求がある場合には、法令に従ってすみやかに対応します。尚、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

○ 個人情報の使用

MOE 保育園の個人情報の使用につきましては、個人情報同意書の内容の範囲内で対応を行います。

○ 個人写真の使用について

MOE 保育園では、アルバム制作・園だよりにおいて、園児の写真・集合写真・複数園児の生活場面の掲載をします。個人の特定ができるような写真を掲載する場合は、保護者の同意を得ることとし、保護者から写真の修正や掲載中止の要求を受けた場合はすみやかに処理を行います。

○ 個人情報保護体制の継続的改善

MOE 保育園は「MOE 保育園個人情報保護方針」を実施するため、職場内研修・職員会議等で全職員周知徹底させて実施し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。